

# 圧縮天然ガス料金表

## 平成25年11月分

3か月毎(4, 7, 10, 1月)に直近の四半期の充填量を4倍し、下表にて圧縮天然ガス基本単価を決定します。

なお、四半期分の充填実績が出来るまでの間は、最低単価で充填させていただきます。

### 1. 圧縮天然ガス基本単価表 (カード使用の場合の単価)

年間ご使用量(Nm <sup>3</sup> /年)	税込み単価 (円/Nm <sup>3</sup> )	調整単位料金 (円/Nm <sup>3</sup> )	調整額(円)	基準単位料金 (円/Nm <sup>3</sup> )
1,000未満	123.75	117.86	24.86	93
1,000以上～2,000未満	121.65	115.86		91
2,000以上～3,000未満	119.55	113.86		89
3,000以上～4,000未満	117.45	111.86		87
4,000以上～5,000未満	116.40	110.86		86
5,000以上～10,000未満	115.35	109.86		85
10,000以上～15,000未満	114.30	108.86		84
15,000以上～20,000未満	113.25	107.86		83
20,000以上～25,000未満	112.20	106.86		82
25,000以上～30,000未満	111.15	105.86		81
30,000以上～35,000未満	110.10	104.86		80
35,000以上～40,000未満	109.05	103.86		79
40,000以上～45,000未満	108.00	102.86		78
45,000以上～50,000未満	106.95	101.86		77
50,000以上～55,000未満	105.90	100.86		76
55,000以上	104.85	99.86		75

### 2. 現金払いによる料金

ご使用量	税込み単価 (円/Nm <sup>3</sup> )	調整単位料金 (円/Nm <sup>3</sup> )	調整額(円)	基準単位料金 (円/Nm <sup>3</sup> )
1m <sup>3</sup> につき	123.75	117.86	24.86	93

請求金額は税抜き単価に使用量に乗じた金額(1円未満四捨五入)に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額(1円未満四捨五入)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額(1円未満四捨五入)をいう)を加えた額  
単位料金については、原料費調整制度が反映されます。